

伊予市競争入札参加者資格審査申請書提出要領 (建設工事)

1 申請書受付期間

令和7年5月1日から次回(令和9・10年度)申請書受付に係る公示の前日まで

2 提出方法

伊予市入札参加電子申請システム(以下「システム」という。)

3 申請資格

申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税)及び伊予市税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする建設工事については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。

「地方自治法施行令抜粋」

第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

4 申請要領

入札参加電子申請システム操作説明書に記載のとおり

5 提出書類

システムの入力フォームに必要事項を入力し、次の書類をPDFファイルにて添付してください。

- (1) 登記事項証明書(法人)・身分証明書(個人)
(証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内)(写)
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

ただし、申請時に最新の結果通知書が提出できない場合は経営規模等評価申請書(写)で可とするが、結果通知書が出来次第提出すること。

ア 審査基準日が本申請を行う日より1年7ヵ月以内であること。

イ 申請業種の総合評定値(P)点が記載されていること。

※社会保険等への加入状況は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審

査項目（社会性等）」欄で確認します。経営事項審査申請後に社会保険等へ加入した場合は、申請日現在に社会保険等に加入されていることが確認できる資料をその他提出書類として添付してください。

- (3) 建設業許可証明書又は建設業許可通知（写）
- (4) 申請時点の専任技術者証明書（建設業許可申請書類別紙4又は様式第8号）（写）
- (5) 未納税額のないことを証明する書類（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
 - ア 伊予市内に本店、営業所を有する等、伊予市税の納税義務者
市税の完納証明書及び国税の納税証明書（「その3の3」（法人）・「その3の2」（個人））（写）
 - イ その他の者
国税の納税証明書（「その3の3」（法人）・「その3の2」（個人））（写）
- (6) 印鑑証明書（写）（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
- (7) 直前1年の財務諸表（写）
（貸借対照表、損益計算書等（法人）・所得税確定申告書等（個人））
- (8) 申請者又は受任者の住所が伊予市内の者は技術職員の有する各種合格証又は免許証等（写）（同種の資格は上位等級のみで可）
- (9) ISO等を取得している場合は、それを証明する書類（写）
- (10) 使用印鑑届
システムからEXCELファイルをダウンロードして必要事項を入力して印刷し、押印の上、PDFファイルに変換して提出してください。
- (11) 過去2年間の主な工事実績
 - ア システムからWORDファイルをダウンロードして必要事項を入力し、PDFファイルに変換して提出してください。
 - イ 直前2年間の主な工事実績を申請工種ごとにまとめて入力してください。
 - ウ 必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。
- (12) 有資格者名簿
 - ア システムからWORDファイルをダウンロードして必要事項を入力し、PDFファイルに変換して提出してください。
 - イ 「監理・主任」欄は、監理技術者は「監」、主任技術者は「主」と入力してください。
 - ウ 「経験年数」欄は、現在所属している事業所の在職期間ではなく、技術者としての通算での経験年数を入力してください。
 - エ 「実務経歴」欄には、主任（監理）技術者として従事した直近の工事名等を入力してください。
 - オ 必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。

6 有効期間

資格認定の日の翌月1日から令和9年3月31日まで

※資格認定審査を申請書の受付日の翌月に行いますので、申請書提出月の翌々月からとなります。

7 申請書の一般的記載要領

- (1) 特に定めのある場合を除いて、提出日現在で入力してください。
- (2) 各種証明書の写し及び印鑑の押印は鮮明なものとしてください。
- (3) 数字は特に定めのある場合を除いて、アラビア数字（0・1・2・3）を用いてください。
- (4) 金額欄は、すべて千円単位で入力してください。

8 その他

- (1) 営業の沿革については必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。
- (2) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに競争入札参加資格者変更申請を行ってください。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、毎営業年度経過後、決算がまとまり次第、速やかに審査申請を行い、その結果通知書の写しを提出してください。

※通知書の再提出による格付けの変更は行いません。

- (4) データが大きくなる等ファイルを添付できない場合は、システムには資料を郵送する旨を入力したPDFファイルを添付し（本資料につきましては、別途郵送します。等）、別途、資料を郵送してください。
- (5) 建設工事及び建設コンサルタント業務の入札につきましては、電子入札にて実施しております（随意契約を除く）。電子入札に係る利用者登録をしていない事業者におかれましては、速やかに登録くださいますようお願いいたします。